

令和6年分

# 確定申告

# 所得税 消費税 個別相談のご案内

那覇商工会議所では、下記の日程にて令和6年分の確定申告(所得税・消費税)の個別相談を実施します。当所にて確定申告をご希望の事業所様におかれましては、以下の内容をご確認いただき、**※早めのご相談をお願いいたします。**

**受付期間** ▶ 令和7年2月3日(月)～3月17日(月)15:30まで(土日・祝日を除く)

**受付時間** ▶ 当日受付制 9:00～15:30 ◎午前 9:00～11:00 ◎午後 13:00～15:30

**会場** ▶ 那覇商工会議所3階 (那覇市久米2-2-10)

**駐車場はございません。** ※ご来所の際は、公共交通機関、近隣有料パーキングをご利用ください。

下記の**1～3**項目を満たす方が対象です。

**1** 個人事業主の方

**2** 顧問税理士がない方

**3** 令和5年分の所得金額(※青色申告特別控除前所得)が**400万円以下**の方

※所得400万円超、分離課税、事業外の所得計算(仮想通貨など)については対象外  
※青色申告特別控除前所得=(所得金額+青色申告特別控除+青色専従者給与)

那覇商工会議所での電子申告の受付は、**3月14日(金)午前中まで**となります。

**※3月14日(金)午後～3月17日(月)は紙申告のみ相談**となります。

控除額が変わる可能性があります。ご注意ください。

相談会は**予約不要**です。当日は**受付順に対応**いたします。

混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってお早めにお越し下さい。

**令和6年分の収支集計作業(消費税申告では区分ごとの集計)は事前にお済ませ下さい。**

※領収書の集計作業や会計ソフト入力、修正等は出来ないため事前にお済ませ下さい。

集計が出来ていない方は、所得税・消費税申告に係る計算が出来ませんので、お断りする場合があります。

**重要!**

**当日の必要書類等 書類不備・不足があると申告相談ができません。ご注意ください。**

**1** 過去2年分の決算書・申告書控え(所得税・消費税)

**2** 令和6年分の収支をまとめた資料。データ(USB)での持込みはできません。

**3** 税務署から届いた確定申告書のご案内ハガキや通知文書

**4** 令和6年分中に支払済みの控除証明書類

(年金、国保、生命保険、地震保険、小規模企業共済などの掛金払込証明書)

**5** 筆記用具、電卓、マイナンバーカードまたは通知書、その他申告に必要なと思われるもの

● **令和7年1月中旬**に那覇商工会議所ホームページにて確定申告のご案内を公開予定です。



▲案内ページ

専門家による  
税務相談が  
可能です。(要予約制)

このような方に**オススメ**です!

- 不動産や株式等の譲渡所得がある方
- 消費税申告・インボイス制度の相談

予約TEL

☎ 098-868-3759(相談部)

お問合せ先 那覇商工会議所 中小企業相談部

☎ (直)098-868-3759